

令和4年度

名取市健全化判断比率及び資金不足比率

審　查　意　見　書

名取市監査委員



写

名監発第60号
令和4年8月18日

名取市長 山田 司郎 様

名取市監査委員 沼倉 雅枝

名取市監査委員 大泉 徳子

令和4年度名取市健全化判断比率並びに名取市水道事業会計
資金不足比率、名取市下水道事業等会計資金不足比率及び名取
市宅地造成事業特別会計資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1
項の規定により、審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び
その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定の
基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出
する。

令和4年度名取市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月13日から令和4年8月3日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、名取市監査基準に準拠して実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

記

健全化判断比率

(単位：%)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 早期健全化基準 |
|------------|-------|-------|---------|
| ① 実質赤字比率 | — | — | 12.63 |
| ② 連結実質赤字比率 | — | — | 17.63 |
| ③ 実質公債費比率 | 3.9 | 4.3 | 25.0 |
| ④ 将来負担比率 | — | — | 350.0 |

(注) 1 各年度の算定の基礎は、前年度名取市一般会計決算等に基づいている。

2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

① 実質赤字比率

一般会計等（一般会計、土地取得特別会計、休日夜間急患センター特別会計及び被災市街地復興土地区画整理事業特別会計）を対象として算出した実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等の実質赤字額がないため、実質赤字比率は発生していない。

なお、政令で定める早期健全化基準の数値は、12.63%である。

② 連結実質赤字比率

公営企業会計及びその他の特別会計を含む全会計（一般会計、土地取得特別会計、休日夜間急患センター特別会計、被災市街地復興土地区画整理事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計、宅地造成事業特別会計）の実質収支額（公営企業会計においては資金不足額（剩余额））を合算した額が赤字を生じた場合、当該連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率であるが、連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は発生していない。

なお、政令で定める早期健全化基準の数値は、17.63%である。

③ 実質公債費比率

地方債の元利償還金と準元利償還金との合計（以下「元利償還金等」）額から元利償還金等に充当することができる特定の収入に相当する金額及び元利償還金等にかかる基準財政需要額算入額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金等にかかる基準財政需要額算入額を控除した額で除した比率を3か年平均したものをいい、その比率は4.3%となっており、政令で定める早期健全化基準の数値25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率

地方債の年度末現在高や債務負担行為に基づく支出予定額などの将来負担額から充当可能基金残高、充当可能特定歳入見込額及び基準財政需要額算入見込額の合計額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金等にかかる基準財政需要額算入額を控除した額で除した比率であり、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、将来負担比率は算定されない。

なお、政令で定める早期健全化基準の数値は、350.0%である。

令和4年度名取市水道事業会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年5月31日から令和4年8月3日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、名取市監査基準に準拠して実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

記

| 資金不足比率 | | (単位：%) | |
|--------|-------|--------|---------|
| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 経営健全化基準 |
| 資金不足比率 | — | — | 20.00 |

(注) 1 各年度の算定の基礎は、前年度名取市水道事業会計決算に基づいている。

2 資金の不足額がない場合は、「—」を記載している。

資金不足比率は、公営企業の流動資産の額から流動負債の額を差し引いた資金の不足額を公営企業の事業規模で除した比率であり、当事業は、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

なお、政令で定める経営健全化基準の数値は、20.00%である。

令和4年度名取市下水道事業等会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年5月31日から令和4年8月3日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、名取市監査基準に準拠して実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

記

資金不足比率 (単位：%)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | — | — | 20.00 |

(注) 1 各年度の算定の基礎は、前年度名取市下水道事業等会計決算に基づいている。

2 資金の不足額がない場合は、「—」を記載している。

資金不足比率は、公営企業の流動資産の額から流動負債の額を差し引いた資金の不足額を公営企業の事業規模で除した比率であり、当事業は、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

なお、政令で定める経営健全化基準の数値は、20.00%である。

令和4年度名取市宅地造成事業特別会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月13日から令和4年8月3日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、名取市監査基準に準拠して実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

記

| 資金不足比率 | | (単位：%) | |
|--------|-------|--------|---------|
| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 経営健全化基準 |
| 資金不足比率 | — | — | 20.00 |

(注) 1 各年度の算定の基礎は、前年度名取市宅地造成事業特別会計決算に基づいている。

2 資金の不足額がない場合は、「—」を記載している。

資金不足比率は、公営企業の歳出額から歳入額を差し引いた資金の不足額を公営企業の事業規模で除した比率であり、当事業は、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

なお、政令で定める経営健全化基準の数値は、20.00%である。

